

3 損失額の計算

区 分	住 宅 円	家 財 円	車 両 円	円	円	C 合 計 円
損 害 金 額 (「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用した場合には③、④、⑤の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に記入します。)	①					
原 状 回 復 の た め の 支 出 額 (2のA欄の各区分ごとの金額)	②					
①と②のいずれか大きい方の金額	③					
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 (③の金額を超える場合は③の金額)	④	()	()	()	()	()
③ - ④	⑤					
原状回復に係る災害関連支出の金額 (② - ①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度)	⑥					
取壊し、除去等の額の合計額 (2のB欄の各区分ごとの金額)	⑦					
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額)	⑧	()	()	()	()	()
⑦ - ⑧	⑨					
災害関連支出の金額 (⑥ + ⑨)	⑩					
損失額の計 (① + ⑩)	⑪					

4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

		損害金額等の全体 円	
損害金額 ((③のC) + (⑦のC))	⑫		→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除」の「損害金額」欄に転記します。
保険金などで補てんされる金額 (④のC) + (⑧のC)	⑬		→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除」の「保険金などで補填される金額」欄に転記します。
差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭		
所 得 金 額	⑮		←この計算書の「書き方」をご覧ください。
⑮ × 0.1	⑯		
⑭ - ⑯	⑰	(赤字のときは0)	
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑩)	⑱		→申告書第二表「雑損控除」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。
⑱ - 50,000円	⑲	(赤字のときは0)	
雑 損 失 の 金 額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳		→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。
雑 損 控 除 額 (⑮と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉑		←⑮に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑮)	㉒	(赤字のときは0)	